

平成28年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 9 2 号	平成28年度宝塚市一般会計補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	9月8日
議案第 9 3 号	平成28年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第 9 4 号	平成28年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第 9 5 号	平成28年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第 9 6 号	宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第104号	財産（宝塚市新庁舎・ひろば整備事業用地）の取得について	可決 （全員一致）	
議案第107号	公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第110号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	

審査の状況

① 平成28年 9月 5日 (議案審査)

・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭
 たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之
 山本 敬子

② 平成28年 9月 8日 (議案審査)

・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭
 たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之
 山本 敬子

③ 平成28年10月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭
 たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之
 山本 敬子

④ 平成28年10月 4日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎大河内 茂太 ○浅谷 亜紀 梶川 みさお 北山 照昭
 たけした 正彦 となき 正勝 中野 正 みとみ 稔之
 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名 議案第 92 号 平成 28 年度宝塚市一般会計補正予算（第 2 号）
議案の概要 補正後の歳入歳出予算の総額 786 億 6,740 万 4 千円（12 億 6,730 万円の増額） 歳出予算の主なもの 増額 新庁舎・ひろば整備事業、次世代育成支援行動計画等推進事業、 二酸化炭素排出抑制対策事業、過年度精算に係る国庫補助金等返還金 減額 執行額の確定などに伴う執行残など 歳入予算の主なもの 増額 市税 特別土地保有税 国庫支出金 社会資本整備総合交付金 諸収入 延滞金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 市債 新庁舎・ひろば整備事業債 減額 国庫支出金 防災・安全交付金及び学校施設環境改善交付金 繰入金 財政調整基金のとりくずし 継続費の補正 変更 中央公民館整備事業の年割額 繰越明許費 設定 新庁舎・ひろば整備事業外 3 件 債務負担行為の補正 追加 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業外 3 件 地方債補正 増額 新庁舎・ひろば整備事業債の限度額、道路橋りょう整備事業債の限度額、 公園整備事業債の限度額、小学校施設整備事業債の限度額 減額 清掃運搬施設等整備事業債の限度額、中学校施設整備事業債の限度額
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 個人番号カード交付事業の増額は、さまざまシステム障害が起こってマイナンバー事業がうまくいっていないと聞くが、そのことと関連はあるのか。 答 1 マイナンバー関連事務は、全国の市町村が番号法に基づきマイナンバーカードの申込処理、製造・発行等を、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）に委任し、市町村が負担金を払うことになっており、その負担金は全額、国から補助金として措置される。今回の増額補正の中には、平成 27 年度に J-L I S のシステムトラブルにより交付が遅れたことで、不用額として減額した分も含まれている。

問 2 (仮称) 中央公民館整備事業の継続費の年割額について、平成 31 年度の 2,570 万円を減額し、平成 30 年度に同額を増額する理由が、工期を短縮したためとあるが、工期短縮の理由と今後の予定は。

答 2 建築工事に係る入札の事務手続を早めることで、12 月定例会での提案を予定していた工事契約締結案件をこの 9 月定例会に提案でき、工事開始が早まる見込みとなったことと、第 2 期工事で建築工事と駐車場等の敷地外工事を分割する計画であったものを一括して実施する工程に変更し、工期短縮が可能となったため、平成 30 年度中に完了する見込みとなり、継続費の年割額を変更した。

問 3 地域では公民館がなく不便をしている。もっと早く整備できないのか。

答 3 公民館を使えない期間をできるだけ短くし、一部でも早く供用するため、本来なら一括する工事を 2 期に分けることによる工期の短縮や、事務手続きを早め 3 カ月の前倒しを行った。来年 12 月の一部供用開始を目指してやっていきたい。

問 4 歳入において、道路橋りょう費補助金で防災・安全交付金が 1 億 612 万 5 千円減額になっているが、どういうことなのか。また、道路橋りょう整備事業債が計上されていることと関連があるのか。

答 4 通学路の整備のための交付金を申請していたが、全国自治体からの要望が多く、当初の予定額の交付金が入ってこなかったため減額した。しかし、通学路の安全性等の確保のため、市債を投入して必ず対応しようと考えている。

問 5 ふるさと納税記念品で、昨年より多い補正予算額が計上されているが、なぜか。

答 5 当初予算では、昨年の実績並みで予算計上していたが、今年度、記念品に宝塚歌劇の DVD を用意したところ反響があり、予定より多くの寄附金をいただき、上半期で記念品の予算を使ってしまったため、歳入をより確保する目的で、記念品の予算を補正計上した。

問 6 ふるさと納税の効果額の見込みを 6,800 万円余としているが、ふるさと納税の目的には財源確保以外にも、自治体の PR や観光集客、特産品を使った地域産業振興などさまざまあり、宝塚市はいずれを第一に考えているのか。

答 6 記念品には歌劇関係、手塚治虫関係、モノ・コト・バ宝塚関連商品を揃えており、歌劇・手塚を中心とした観光集客をはじめ、記念品の購入により市内の商工業の振興にもなるものとしている。今後、そうした基本的な趣旨を忘れずに、新たな記念品の検討も行い、更なる財源確保に努めたい。

問 7 私立保育所保育実施事業における保育所運営費国県負担金返還金や、生活保護費国庫負担金返還金など、国や県への 1 億円を超えるような多額の返還金があるの

は、なぜか。

答 7 保育所運営費については、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、国が定める公定価格に基づく額から利用者負担を控除した額を市が支出しているが、国の公定価格の提示が二転三転する中、結果的に公定価格が見込みより下回ったため、返還金が多額になったものである。また、生活保護費については、平成 27 年度の当初予算は平成 26 年度上半期の実績をもとに月平均 9 世帯、年間 108 世帯の増加と見込んでいたが、平成 26 年度末と平成 27 年度末の実績で、結果的に 46 世帯増に留まったため、1 億 4 千万円余の返還となった。

問 8 子どもの貧困に対する実態調査業務委託料を新規で計上していることはよいことだと思うが、小・中学校各 600 世帯程度の調査対象はどのように抽出するのか。国の調査では一人親世帯の子どもが貧困に陥りやすいといった結果も出ているので、それも念頭に入れて考えては。

答 8 大規模校や小規模校のバランスを見ながら全学校を対象として抽出したいと考えており、各 600 世帯としているが、バランスをとるためもう少しふえる見込みである。今回の調査は市内の子育て家庭を対象に無作為で抽出するため、一人親家庭だけを特に選ぶのではなく、地域のバランスをとって行うので、その中には一人親も含まれてくる。宝塚市全体の状況がわかるような調査を考えている。

問 9 二酸化炭素排出抑制対策事業に補助金が 10 分の 10 で付いており、担当課の努力がうかがえるが、新規事業として木質バイオマス利用の可能性調査を実施した後は、どのような事業につなげていくのか。

答 9 二つの事業の補助金を受けており、一つはCO₂削減のために著名な方の講演会を実施し、もう一つは、再生可能エネルギー導入の観点から、西谷の間伐材活用の可能性を調査する。平成 26 年度に県が行った木質バイオマス系の調査も活用しながら、現在西谷で行われている薪の事業もベースに間伐材活用の可能性を調査し、持続的にできそうであれば事業につなげていきたいと考えている。

問 10 木質バイオマスの導入について、今後里山ビジネスとして実現可能かどうか、可能性の調査をして、可能性があれば今後市も補助していくのか。また、調査結果は市へもらえるのか。

答 10 間伐材の薪やチップを含め、ゴルフ場や介護施設等で使えるかどうか、導入可能性を含めて今回調査し、ビジネスとして民間で自立できる可能性があれば、市も側面的支援を考えていく。市が補助申請をしているので、調査結果は市に提出されることになっている。

問 11 空き家対策事業の 70 万円の使い道は。今後、空き家対策の条例制定に向けて

の考えはあるのか。

答 1 1 空き家対策については、まず所有者が適正な管理をすべきものであるため、所有者に届く方法として、固定資産税の通知に同封する空き家対策チラシの印刷製本費を計上している。一昨年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、現在は市内に特定空き家に認定されたものはないが、倒壊の危険性のある空き家への措置や空き家の相談員制度などを取り入れていく上で、今後条例の策定が必要かどうか検討していきたいと考えている。

問 1 2 今回補正計上している 10 分の 10 の国の補助金を活用して、介護事業者に介護ロボット、ロボットスーツ、見守りセンサなどの導入支援を行い、介護負担が軽減され効果的となった場合に、次年度以降、国の補助があるとは限らないが、他の事業者からの申し込みがあれば、市はどうするのか。市単独でも補助をするのか。

答 1 2 今回の補助金で介護ロボット等を導入する事業者は、それらを使って得られた業務の効率化や職場改善の効果を市へ 3 年間報告することになっている。この補助金について、次年度以降のことは国からは今は示されておらず、国の動きを見ながらにはなるが、導入した事業者の効果を踏まえて、今後については検討することになる。

問 1 3 市営住宅の指定管理について、平成 26 年度と比べ家賃徴収率が向上したのは、徴収専門員の配置により徴収体制が整ったことが理由とのことだが、徴収専門員を増員したということは人件費もふえているはず。指定管理者の運営にしわ寄せがっていないか。他のサービスに影響はないのか。

答 1 3 平成 26 年度は、徴収専門員が 1 人退職し、すぐに補充されなかったが、平成 27 年度に元の計画どおりの徴収専門員の人数に戻ったということで、増員したものではない。十分な体制を整えて管理していくと聞いており、他のサービスへの影響はないと考えている。

問 1 4 特別土地保有税について、当初予算に計上した額を全額、今回の補正予算で減額し、再度異なる金額を計上しているが、対象物件が違うのか。当初予算では見込んでいなかったものなのか。

答 1 4 特別土地保有税の対象は 4 件で、今回新たに計上している 1 件は、当初予算計上時点で課税内容が精査できていなかったため試算で計上していたが、今回精査した結果、額が大幅に変わったので一旦減額した。その他の 3 件中、1 件は平成 28 年 2 月に本税と延滞金の納付があったが、当初予算時には間に合わなかったため、平成 27 年度決算で反映する。後の 2 件は課税免除エリアや納付方法を調整中であるため、確定次第予算計上する。

問 1 5 平成 17 年度に税制見直しがあり、徴収猶予の延長期間は最大 10 年とされたはずだが、猶予中の 2 件はこの 10 年の期間を過ぎているのではないのか。新規課税はないのか。

答 1 5 猶予期限は平成 28 年 5 月末であり、そのことは相手方に伝えている。これまでは徴収猶予期間中に予定どおり開発が行われれば納税しなくてもよかったが、徴収猶予期間の 10 年を経過したこの 5 月末で課税することになった。課税免除等の調整により、課税額が確定し、納税してもらうことになり、納税されなければ滞納整理となる。また、平成 15 年以降、新規課税はない。

問 1 6 債務負担行為の補正で栄町 3 丁目公園用地借地料が上がっているが、平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間で 1 億 6,800 万円ということは、年間 840 万円かかるということだが、以前からその予定か。土地取得の可能性はないのか。

答 1 6 借地料は月 70 万円を予定しており、当初予算に計上したのは平成 28 年 10 月からの半年分である。20 年の賃貸借契約をして公園整備を行うが、少しでも早く取得できるような協議は並行して進めていきたい。

問 1 7 栄町 3 丁目公園整備において、今年 6 月時点で聞いた説明では、7 月に自治会と土地所有者から公園設置申請を受け、土地賃貸借の仮契約を結び、測量設計業務を 7 月中に行い、8 月から 9 月にはワークショップを開催して皆の意見を聞く予定とあったが、現在はどんな状況か。

答 1 7 6 月に予定していたスケジュールからは若干遅れているが、所有者と地元から 7 月 25 日に公園設置申請を受理し、土地の使用貸借契約を 7 月 27 日付で締結。公園測量設計業務委託を 8 月 5 日に発注した。ワークショップは地元と協議した結果、9 月 24 日（土）と 10 月 8 日（土）に開催する予定である。

問 1 8 公園予定地を見ると、真ん中に石積みがあり、高低差も相当ある。また奥に池のようなものがあり魚も泳いでいるが、水の出口がない。整地だけではなく、そこに集まってくる水をどこかへ流さないといけない。さらに大きな木の根も残っている。当初想定した予算で、増額なしで公園整備はできるのか。

答 1 8 公園予定地の西側に、水の湧きやすい窪地があるので、その場所の近くにある 2 カ所の井戸に導水管等を引いて排水する。また、段差は当初も想定していたが、草刈をすると大きな段差も見つかったので、極力現計予算の範囲内で工夫して整地を進めたい。

問 1 9 当初想定した整備予算は抑え気味の積算ではないか。不完全なものはつくるべきでない。現計予算で整備ができるとは思えないが。

答 1 9 これから市民と協議し中身を固めていく中で、全く予算の増額がないとはい

切れないが、できる限り最小の経費で整備していくよう努力する。いろいろな状況の中で、予算の増額が必要となった場合は正式にお願いをする。

問 2 0 公園の日常管理は自治会等が自ら行うとなっているが、公園の周りはマンションが多く、入居者は変わっていくので、永年の管理の履行は困難。口頭での確認ではなく、きちんと書類を交わす方向で考えるべきでは。

答 2 0 3 月に提出された自治会からの要望書でも公園の地元管理について記載されており、8 月の役員会の説明でも確認している。9 月から開催するワークショップで自治会を中心に公園のあり方を議論する中でも、将来の管理について担保していきたい。

問 2 1 公園の周りはマンションがとても近く、駐車場も多い。公園でのボール遊びは認めるのか。認めるのであれば、ボールが飛んで行かないようなフェンスが必要であるが、1 方向や普通の高さのフェンスでは足りない。フェンスの設置について予算に計上しているのか。

答 2 1 公園の開設要望にも子どもたちがボール遊びができることが求められている。防球フェンスを設置し、ボール遊びができる場所を限定するなどして対応していく。予算上は 5 メートルの防球フェンスを予定しており、工事費はそれを加味したものである。

問 2 2 もし野球をするようなことがあれば 5 メートルのフェンスでは足りないのでは。公園をつくる限りはそれなりのものをつくらないと、中途半端にして後で追加となると大変予算がかかる。時間をかけても、きっちりした公園をつくるべきでは。

答 2 2 子どもが本当に自由に遊ぶとなると相当高いフェンスが必要になる。予算には限りがあり、完璧にはできないので、子どもたちが遊ぶ中で一定のルールをつくって、大人の見守りなどによっても対応いただきたいと考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 2 8 年第 3 回（ 9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 9 3 号 平成 2 8 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 292 億 4,812 万 5 千円（3 億 1,981 万円の減額）	
歳出予算の主なもの	
増額 一般管理事業、償還事業	
減額 介護納付金事業	
歳入予算の主なもの	
増額 職員給与費等繰入金	
減額 前期高齢者交付金	
債務負担行為の補正	
追加 催告書発送業務委託料	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自 由 討 議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成 2 8 年第 3 回（ 9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 9 4 号 平成 2 8 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 189 億 1,525 万 6 千円（1 億 1,084 万 1 千円の増額）	
歳出予算	
増額 基金管理事業（介護給付費準備基金積立金）	
償還事業（介護給付費国庫負担金などに係る過年度分の返還金）	
歳入予算	
増額 地域支援事業交付金、介護給付費交付金過年度精算分、	
介護給付費準備基金とりくずし	
減額 低所得者保険料軽減繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自 由 討 議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成 28 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 95 号 平成 28 年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第 1 号）	
議案の概要	
補正後の歳入歳出予算の総額 3,144 万 6 千円（144 万 6 千円の増額）	
歳出予算	
増額 財産管理事業（施設修繕料）	
歳入予算	
増額 区有金繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 今回は岩谷池の堤防修繕のための補正予算であるが、一部埋め立て改修されたと聞いている。いつ工事を行ったのか。	
答 1 埋め立てということではなく、堤体の改修工事を平成 25 年 1 月から平成 26 年 5 月まで行っている。	
問 2 今回の工事と、平成 25 年 1 月当時の工事箇所とは別か。	
答 2 別の箇所である。	
問 3 同じ池で、度々工事をしているが、池の土手を含めもっとほかにも工事が必要な部分がでてくるのか。	
答 3 財産区が管理している池であり、今後大きな修繕等の予定の見込みは、今はない。池の水の量を調整しながら、適正に管理を行ってもらっている。	
問 4 池近隣の住民が工事を知らず、池の土手にも住宅が近いので、大雨の度にため池決壊の心配をしている。安心してもらえるよう速やかに周知をお願いしたいが。	
答 4 財産区管理会からの依頼があつて工事に着手する際に工事業者を通じ工事は周知されている。周辺住民の方に心配のないよう、財産区と連携して周知を行っていく。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

平成 2 8 年第 3 回（ 9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 9 6 号 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例など 3 条例について、政令の改正に準拠し、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第104号 財産（宝塚市新庁舎・ひろば整備事業用地）の取得について	
議案の概要	
NTN(株)宝塚製作所跡地について、当該土地の先行取得を行った宝塚市土地開発公社から、新庁舎・ひろば整備事業用地として取得しようとするもの。 総面積 38,466.63 m² 総取得金額 27億9,640万2,184円 (1) 平成28年中に取得する部分 面積 10,000.05 m² 取得金額 7億2,697万1,966円 (2) 平成28年度以降に取得する部分 面積 28,466.58 m² 取得金額 20億6,943万218円	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 28 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 107 号 公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間における宝塚市立男女共同参画センターの指定管理者として、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西を指定しようとするもの。

論 点 選定方法のあり方について

<質疑の概要>

問 1 実施計画に記載されている緊急時の対応について、指定管理者の第 1 回選定時である平成 18 年度では「緊急時対応マニュアルを作成し」とあるが、その当時はマニュアルがなかったということか。

答 1 平成 18 年時点では緊急時の対応マニュアルはなかった。

問 2 第 2 回選定時の平成 23 年度は、東日本大震災があった年であり、安全管理については最重要視すべきであったと思うが、当時の実施計画では、緊急時の対応としては「マニュアルを作成中」となっている。評価点では必要最低点である 6 割を上回っていることでよしとされたのかもしれないが、選定委員会ではどのような議論があったのか。緊急時の対応についてはそのままで見過ごされたのか。

答 2 平成 23 年度の選定当時にどのような議論があったかということまでは資料がないが、平成 24 年 8 月には受付マニュアルの中に非常時の対応について追記しており、委員からも危機管理の徹底については求められていた。

問 3 運営については経験もあり、問題ないかもしれないが、建物の安全管理について、いかに重要視しているかは優先して聞かないといけない部分であり、いざという時の責任の所在は明確化しておかないといけない。評価点以外に重要視する部分は設けるべき。平成 24 年 8 月以降はどういった取り組みをしているのか。

答 3 火災訓練を毎年 1 回、利用者のいる時間帯に実施している。複合施設の中の 4 階部分のワンフロアが男女共同参画センターであるが、総合管理の会社もあるのでそちらとも連携しながら訓練を行っている。

問 4 選定委員会の委員構成について、男女共同に関する専門家と市民公募委員の計 5 人となっているが、選考の基準の中には危機管理や経営面についての項目もあるので、そういう点に関する専門家も委員として必要なのでは。

答 4 今回の選定委員会の中に災害関係の専門家はいないにもかかわらず、委員会の意見

として災害時の対応に言及されている。緊急時対応マニュアルについては、市の危機管理指針に基づく見直しも考える。財政や運営関係の委員としては、第 2 回の時も、委員の中には弁護士や、実際に男女共同参画センターを運営して実務も理解されている委員もいるので、その点についてはカバーされていると考える。

問 5 危機管理面で評価点 10 点中 3 点をつけている委員もあり、気になるところである。

平成 24 年に受付マニュアルに追記したとのことだが、それで十分か確認はしたのか。

答 5 確認はしている。中身についても、開館時の避難方法等もきちんとしており、緊急対応記録簿も設けている。さらに中身を点検し、協議してさらに充実したものにしていく。

問 6 前回の選定で、男女共同参画センターの専門性を確保するためにも、女性スタッフの継続的雇用が必要との指摘があるが、改善は。

答 6 現在のスタッフは四、五年以上のスタッフがほとんどであり、前回の意見を踏まえている。

問 7 中高生も学習に使えるようなフリースペースがあるが、それらの利用者に、施設の設置目的である男女共同参画に関する啓発などは意識的に行っているか。

答 7 特には行っていないが、センターの事業として、エル・フェスタやセンターフェスティバルなど誰でも参加が可能なものもあり、それらに参加しながら男女共同参画について学んでもらいたい。

問 8 採点表を見ると、「候補者の経営状況（財政基盤）が安定していること」の項目の評価が低いが、問題点があるのか。

答 8 経営状況については過去 3 年、黒字・赤字を繰り返しているが、直近の平成 27 年度については黒字であり、事務局としては問題がないと考えている。

問 9 採点を見ると、全体の 6 割には達しているが、5 人の委員のうち 6 割に達していない評価の委員が 1 人おり、また一番大事な特殊性という評価項目のうち「男女共同参画に関する活動実績はあるか」「地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られる提案内容か」という点で 10 点の委員もいれば 5 点、3 点の委員もいる。同じ資料、プレゼンテーションでこのように評価が違うことを、担当としてはどう考えているか。

答 9 今回で 3 回目の選定であるが、限られた時間内でのプレゼンテーションや質疑等であまりうまく発表できなかったり、聞き出せなかった部分もあると思われる。日ごろ、地域や関係機関等との連携では、ハローワークや商工会議所と共に、就労や起業に関する講座を実施したり、ボランティアと協働してフェスタを開催したりしており、事務局としては一定の評価をしている。過去の実績に甘んじることなく、厳しい指摘のあつ

た部分は市も適切に指導を行い、センターの設置目的に沿って有効利用してもらえるように努めたい。

問 1 0 公募の 2 者、3 者の中から競った結果ならよいが、委員の中で 1 人でも 6 割を切るような採点結果となったことについては、選定委員会自体のあり方も含め考えた方がよい。今後は 1 者だけでなく、ほかに、もうあと 1 者でも比較し、審査を行うことで、指定管理者選定の正当性を示せるほうがよいと思われるが。

答 1 0 募集要項の P R は前回以上にいろいろ行い、他 1 団体から問い合わせはあったが、結果として 1 者の応募となった。1 団体のみの評価ではなく、比較した上で、いろんなことを検証できるよう、今後の募集についても気をつけたい。

問 1 1 前回の採点結果は。

答 1 1 合計 650 点満点中、471 点、72.5%という評価であった。

問 1 2 今回 700 点満点になっているが、追加項目があったのか、それとも配点が変わったのか。

答 1 2 特殊性についての項目評価のうち、活動実績に関しての配点とボランティア等との連携に関しての配点が、1 人 5 点から 10 点に変わった。

問 1 3 前回は 72.5%、今回は 72.4%という結果で、向上しておらず、3 回目ともなると評価がよくなるものと思うが、長くやっている割に実績が積みあがっていないのでは。他に比べる団体がないのなら、評価のハードルも上げるべき。残りの、評価されなかった 28%をいかに伸ばすか、よくなっているという成果を見せてほしいが。

答 1 3 評価が上がっていくという期待は市も持っている。指定管理者の選定方法について、大枠は指定管理者の選定マニュアルに沿って行っているが、今後の選定方法については将来に向けての課題とは考えている。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 28 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 110 号 損害賠償の額の決定について	
議案の概要	
ゆずり葉緑地にある鎮魂之碑及びタイムカプセルを末広中央公園に移設する追悼之碑設置工事請負契約に関して、契約締結後、工事設計の変更に伴い工事費を積算しなおしたところ、予算に不足が生じたため、工事の実施が困難となり、契約を解除したことから、請負業者に損害が生じたもので、その損害賠償の額を 97 万 7,400 円に決定しようとするもの。	
論 点 積算根拠の妥当性	
<質疑の概要>	
問 1	逸失利益が一般管理費相当額の 84% の 74 万 4,120 円程あるが、実際に仕事をしていないのに、すべて補償するのはどうなのか。
答 1	今回の契約では、発注者が事業を取り止めた場合の補償について決められていなかったため、弁護士と協議し、実際の損害と本来であれば得られた利益は保証すべきものであることから、このように積算したもの。
問 2	一般管理費相当額の積算根拠は。
答 2	直接工事費を積算し、それに各諸経費の決まった率を乗じて算出することとなっている。一般管理費は会社の利益を含むものであるため、この数字を逸失利益の根拠とした。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

